

令和7年度 いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

多摩市立聖ヶ丘中学校

「いじめ防止対策推進法」を受けて、本校の「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための組織」（以下、「いじめ対策委員会」という）を以下のとおり定めるものとする。

I いじめの防止に関する基本的な考え方：「いじめをしない、させない、許さない、見逃さない」
いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子供にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であることを全職員が認識し、教育委員会や関係諸機関、保護者、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決の取組を徹底する。

II いじめ防止基本方針及び具体的な取り組み

【方針】いじめの未然防止

- (1) いじめは決して許されることのない、人権侵害行為であるという認識を生徒に根付かせ、生命尊重の精神と人権感覚を育む指導の充実を図る。
- (2) いじめ防止に関する授業を特別の教科道徳の時間に計画的に展開し、望ましい人権感覚の育成を図る。
- (3) 保護者や地域の意識を高め、連携していじめ防止に取り組む態勢づくりを図る。
- (4) いじめは許されない人権侵害であることを生徒が理解し、主体的に考え、いじめを防止するための言動につなげるための取組を推進する。
- (5) 命の大切さについて考え、困ったとき、苦しいときにSOSの出せる環境づくりの推進を図る。

具体的な取り組み

- (1) 教職員の人権感覚を高める校内研修を実施する。
 - ① 人権推進教育担当による、人権教育に関する研修内容の校内報告会を実施する。
 - ② 「いじめ総合対策【第2次・I部改訂】(上下巻)」、「人権教育プログラム(学校教育編)」等を活用した校内研修を実施する。
- (2) 特別の教科道徳の時間および特別活動の年間計画をもとに、いじめの未然防止のための取組の充実を図る。
 - ① 各学年においては、生徒の発達段階に沿った指導目標を定め、特別の教科道徳の年間指導計画を作成し、実施する。
 - ② 道徳授業地区公開講座を通じて、保護者や地域の啓発と連携を図り、思いやりの心や生命尊重の態度を育む指導を行う。
- (3) いじめゼロを目指し、生徒会や学級委員会などの特別活動を通して、生徒みずからが理解を深め、よく考え、発信できる場を設定し、いじめ防止啓発活動を推進する。
 - ① 『多摩市いじめ防止対策推進条例』について学習する時間を設定し、理解を深める。
 - ② いじめ防止ふれあい月間に標語作りや呼びかけ等を継続的に行い、生徒一人一人のいじめ防止に対する意識の向上を図る。
 - ③ 生徒会朝礼や学級活動などの場を活用して、生徒自身がいじめ防止に向けての訴えかけや提言する機会をより多くつくる。
- (4) 年度当初のオリエンテーションおよび年間の学級活動等において、インターネットやSNS等によるいじめが重大な結果を引き起こすことを理解し、先を見通すことができる力を身に付けさせ、いじめの防止を図る。
 - ① 生徒会による「いじめ防止啓発ポスター」等の募集を行う。
 - ② 生徒会による学校SNSルール(『SNS聖二原則』)の改善や呼びかけにより、SNS等におけるいじめや人権侵害の防止を図る。
 - ③ ふれあい月間(6月、11月、2月)に、月間生活目標の提示により、いじめ防止について、日頃から意識向上のために目にとまるようにする。
- (5) 長期休業前に命の大切さ、SOSの出し方についての講話をを行い、長期休業後に困っていたり悩んでいたりすることはないか等のアンケートや聞き取りを行い、対応する。

【方針2】いじめの早期発見(早期対応)

- (1) いじめは、大人が気付きにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、些細な兆候を感じし、軽微ないじめであっても見逃さないようにする。
- (2) 日頃より、教職員間の情報共有を密に行う。また、保護者や地域、関係諸機関と連携して情報収集や対応にあたる。
- (3) 教育相談を充実させ、生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。
- (4) 日頃より地域との連携に努め、協力体制を構築していく。

具体的な取り組み

- (1) いじめ防止アンケートや、日頃の行動をもとにした発見と対応
 - ① いじめ防止アンケートを年3回実施する。アンケートの結果をもとに生徒からの聞き取りを行い、具体的な情報の収集を行う。
 - ② 生徒の変化を把握するため、当該学年職員を中心に二者面談や休み時間等の巡回を実施する。
 - ③ 部活動においては、顧問を中心にいじめの早期発見に努める。
- (2) いじめ防止アンケートや生徒、教職員からの情報をいじめ対策委員会で集約し、学年、生活指導部会、企画調整会等ですみやかに協議し、対応にあたる。
 - ① 毎週1回、いじめ対策委員会を実施して、情報の共有と早期対応を図る。
 - ② 保護者との連携を密にするため、学校のいじめ対策についての情報を周知する。また、スクールカウンセラーや保健室などの相談窓口を周知することにより、相談しやすい環境づくりと適切な対応ができる環境整備に努める。
 - ③ いじめ対策委員会組織図に、関係諸機関を明記し、状況に応じた相談や協力要請が円滑に行えるようにする。
- (3) 教育相談の実施
 - ① スクールカウンセラーは、いじめ対策委員会情報交換会に出席し、助言を行う。
 - ② いじめの情報をもとに、スクールカウンセラーによる教育相談を実施する。
 - ③ 三者面談および二者面談等の実施により、情報の収集や対応に当たる。
- (4) 地域の活用
 - ① 学校運営協議会メンバーを学校サポートチームとして、いじめに関する情報提供や助言や対応の支援を要請する。
 - ② 地域の公民館や商店を巡回し、情報の収集に当たる。また、いじめ防止への協力の呼びかけや、積極的な情報提供を要請する。

【方針3】いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員での対応ではなく、速やかにいじめ対策委員会を開き、全校体制で組織的に対応する。
- (2) いじめを受けた生徒の保護を最優先にしながら、事実確認を速やかに行い、加害生徒に対して、適切かつ厳正な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 保護者との連携を図って問題解決にあたる。
- (5) 重大事態が発生した場合は、教育委員会等関係諸機関と連携し、解決に向けた対応にあたる。

具体的な取り組み

- (1) ① いじめの把握については、いじめを受けたとされる生徒からの事情聴取はもとより、他の生徒からも事情を聴取し、より多くの情報を収集し信頼性の高い情報をもとに対応、指導にあたる。
② いじめ対策委員長は、いじめが発生した情報を校長に報告し、いじめ対策委員会を開き、いじめの経緯や内容の確認を行い、指導の流れや今後の対応策を協議する。
- (2) ① 担任や部活動顧問、学年主任、スクールカウンセラー、養護教諭が連携して対応にあたり、いじめを受けた生徒の心のケアに努める。
② 把握した事実関係や対応策をもとに、いじめの被害生徒、加害生徒双方の保護者に連絡し、説明を行う。
③ いじめの加害生徒については、厳正な姿勢で指導にあたる。また、状況により被害生徒や保護者の意向を配慮し、管理職立ち会いのもとでの謝罪の場を設ける。

- ④ 再発防止のために、全職員で見守りながらいじめ対策委員会で定期的にチェックし、生徒の安全確保に努める。
- (3) ① いじめ防止アンケートは、所定の方法で教育委員会に報告し、必要な場合は対応について協議する。また、他の関係機関にも積極的に連絡をとり連携を図っていく。
② いじめが強要や恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱うべき状況の場合は、警察と連携して対応に当たる。
- (4) ① 双方の保護者に対して、解消・解決に向けて、協力して取り組み、指導の経過や生徒の変容等について報告する。また、家庭での様子を聞き、経過を観察する。
② 地域巡回の中で、学校外での生徒の様子についての情報を収集する。また、ひじり館や児童館等の施設に対して、いじめ防止への協力と情報提供の呼びかけを行う。
- (5) ① いじめられた生徒が長期の欠席に至るなど、重大な事態が発生した場合や、いじめの加害生徒が度重なる指導にも関わらず改善されない場合、また、保護者の協力が得られない場合は、教育委員会に事実関係を報告し、解決策を協議し、関係機関と連携して対応にあたる。

多摩市立聖ヶ丘中学校 いじめ対策委員会

校長 ○矢野 尚子
副校长 ○鈴木 悠平

いじめ対策委員長

生活指導主任 ○塚原 宏幸

各学年担当者

1年 生活指導担当	○佐藤 はるか	○後藤 優汰	○森 早矢香(養護)
2年 生活指導担当	○塚原 宏幸	○岩崎 まりな	
3年 生活指導担当	○山田 孝保	○湯目 康弘	

教育相談担当

スクールカウンセラー	矢吹 幸江
養護教諭	○森 早矢香

企画調整会担当者

教務主任・生活指導主任・進路指導主任・学年主任・保健主任・事務担当

備考1 ○印は定例いじめ対策委員会情報交換会出席者

備考2 校外関係諸機関

多摩市教育委員会 教育指導課
多摩市教育相談センター
多摩市子ども家庭支援センター
東京都多摩児童相談所
警視庁多摩中央警察署